

赤穂市地域公共交通会議第8回分科会 会議録

1 日 時 令和2年12月15日(火) 14:00～14:35

2 場 所 赤穂市役所6階 第2員会室

3 出席者

(1) 委員 妻木 孝典 株式会社ウエスト神姫
島田 裕弘 赤穂市自治会連合会
石井 紀子 赤穂市女性団体懇話会【代理】
有吉 一美 赤穂市老人クラブ連合会
多田 憲子 赤穂市老人クラブ連合会

(2) 事務局 平野市長公室長
玉木企画政策課長
庵原企画係長

4 欠席者

(1) 委員 西川 英也 赤穂神姫タクシー株式会社

5 会議の概要

- (1) 開 会
- (2) 委員の紹介
- (3) 委員長の選出について
- (4) 報告事項
 - ① 赤穂市のバス運行状況について
 - ② 赤穂市のデマンドタクシー運行状況について
- (5) 協議事項
 - ① ゆらのすけの停留所新設について
 - ② デマンドタクシーの乗降場所追加について
- (6) その他
- (7) 閉 会

6 議事の概要

事務局 定刻になりましたので、ただ今から、赤穂市地域公共交通会議第8回分科会を開催いたします。本日はお忙しいところ、また、コロナ禍で色々ご苦労が多い中、さらには一段と寒さが厳しくなってきました中、会議にご出席いただき、誠にありがとうございます。

私は、司会進行をさせていただきます、市長公室長の平野です。どうぞよろしくお願ひします。

傍聴希望については、特に申し出はありませんので、引き続き会議を進めていきたいと思ひます。

次に、次第2の委員の紹介に移ります。

本日配布しております名簿の順に、お名前をお呼びしますので、その場でご起立のうえ、一言自己紹介をお願いします。

まず、株式会社ウエスト神姫より、妻木 孝典 様です。

次に、赤穂神姫タクシー株式会社より、西川 英也 様ですが、本日、所要のため「欠席する」旨、連絡を受けております。

次に、赤穂市自治会連合会より、島田 裕弘 様です。

次に、赤穂市女性団体懇話会より、眞殿 としみ 様の代理で、石井 紀子 様です。眞殿 としみ 様につきましては、分科会の副委員長となっております。

次に、赤穂市老人クラブ連合会より、有吉 一美 様です。

同じく赤穂市老人クラブ連合会より、多田 憲子 様です。

次に、事務局の職員を紹介します。

玉木企画政策課長です。

庵原企画係長です。

最後に、私、市長公室長の平野でございます。

委員の紹介は、以上です。

続きまして、次第3の委員長の選出に入りたいと思います。

委員長につきましては、前任の沖委員長が退任され、現在は空席となっております。分科会規程第3条により、委員の互選によるものとされていますが、いかがいたしましょうか。

委員 事務局に一任します。

事務局 事務局一任とのことですので、事務局で案がありましたらお願いします。

事務局 事務局といたしましては、赤穂市自治会連合会の島田委員に委員長をお願いしたいと考えております。

事務局 ただ今の事務局案について、皆さんいかがでしょうか。

委員 異議なし

事務局 異議なしということですので、委員長に赤穂市自治会連合会の島田委員をお願いしたいと思います。

それでは、島田委員長に一言ご挨拶をいただきたいと思います。島田委員長、お願いします。

委員長 本日は、大変お忙しいところ、地域公共交通会議の第8回分科会にご出席いただき、

ありがとうございます。

この分科会は、地域公共交通会議の全体会から付託された案件などについて、ご協議をいただく場でございます。

本日は、ゆらのすけ及びデマンドタクシーの運行状況について報告を受けた後、協議事項として、ゆらのすけの停留所新設、デマンドタクシーの乗降場所追加の事案について、皆さんにご協議いただく予定でございます。

委員の皆さまには、忌憚のないご意見をいただきたいと思いますと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、簡単ではございますが、開会のあいさつとさせていただきます。

事務局 ありがとうございます。この後の進行につきましては、島田委員長にお願いしたいと思っております。

委員長 座って進行させていただきます。それでは、これより議長を務めさせていただきます。議事進行につきましては、皆さまのご協力をお願いします。

それでは、次第4の報告事項に入ります。

(1) の赤穂市のバス運行状況について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、資料1「赤穂市のバス運行状況」の1ページをお願いいたします。

はじめに、市内循環バス「ゆらのすけ」について、であります。

①の導入目的につきましては、市内のバス交通不便地域の解消、高齢者や障がい者等の移動手段の確保、公共施設等への交通の利便性を図ること、としております。

つぎに、②の運行概要ですが、掲記のとおりでございます。

③ルート及び時刻表についてですが、ルートにつきましては、表の1から5の5ルートで、記載しております経路地を、それぞれ運行日に1日3往復しております。

時刻表につきましては、パンフレットをお配りしておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

それでは、1枚めくっていただきまして、2ページをお願いいたします。

こちらは「ゆらのすけ」の路線図、であります。

上の赤色が南北ルートA、その左、みどり色が南北ルートB、中ほど右、だいたい色が高野ルート、真ん中下、むらさき色がみどり団地ルート、その左、青色が東西ルートとなっております。

次の3ページは、ゆらのすけのダイヤグラム（運行図表）となっております。

続きまして、4ページをお願いいたします。

「ゆらのすけ」の利用者数の推移について、であります。

平成17年10月の運行開始から令和元年度末までの総数と、ルート別利用者数となっております。令和元年度の実績を見て頂きますと、総数で22,878人ご利用いただいております。

続きまして、5 ページをお願いいたします。

こちらは、1 日当たり及び1 便当たりの利用者数について、であります。
令和元年度の実績として総数の1 日当たりの利用者数は74 人で、その右、1 便当たりの利用者数は6.3 人となっております。

6 ページから7 ページは、各ルートごとの1 日当たりの利用者数と、1 便当たりの利用者数を、各年度に分けて、グラフにしたものでございます。

また、8 ページは、少し文字が小さいのですが、無料客を除いた 令和元年度のルート別、停留所別、乗降の状況となっております。

つづきまして、9 ページをお願いいたします。

運行経費について、であります。

平成19 年度から令和元年度までの運行経費について記載しております。

令和元年度につきましては、令和2 年1 月から運行日が2 日であったルートにつきまして、運行日を3 日に増加したことや新車バス購入などにより運行費用が増加しております。

続きまして、10 ページをお願いいたします。

定住自立圏圏域バス「ていじゅうろう」について、であります。

はじめに①導入目的ですが、東備西播定住自立圏の圏域であります赤穂市、上郡町、備前市の住民の移動手段の確保、利便性の向上や地域の活性化を図ること、としております。

また、②の運行概要ですが、掲記のとおりでございます。

③ルート及び時刻表についてですが、ルートにつきましては、表の1 の上郡ルートと2 の備前ルートで、記載しております経由地を、それぞれ運行日に1 日2 往復いたします。

時刻表につきましては、パンフレットをお配りしておりますので、後ほどご覧いただければと思います

また、11 ページは「ていじゅうろう」の路線図、めくって頂いて12 ページは、「ていじゅうろう」のダイヤグラム（運行図表）となっております。

続きまして、13 ページをお願いいたします。

「ていじゅうろう」の利用者数の推移について、であります。

左から3 番目の利用者総数ですが、令和元年度は12,303 人がご利用いただいております。

「ていじゅうろう」の運行経費につきましては、東備西播定住自立圏形成推進協議会が負担しております。

1 枚めくっていただきまして、14 ページには、「ていじゅうろう」の令和元年度のルート別、停留所別、乗降の状況を記載しております。

こちらを見ていただきますと分かるように、左側、上郡ルートの利用者の多くは18 番のイオン赤穂店や20 番の市民病院、右側、備前ルートの利用者は30 番のイオン赤穂店で多く乗降されていることがわかります。

つぎに、15 ページから 18 ページまでは、赤穂市内を走っております株式会社ウエスト神姫の路線バスの路線図、時刻表などの資料となっておりますので、のちほどご覧ください。

また、19 ページには、今説明してきました、ゆらのすけ、ていじゅうろう、路線バスと赤穂市内を運行している、すべてのバスの路線図を掲載しております。

次の 20、21 ページは赤穂市の人口の資料を参考として掲載しております

赤穂市のバスの運行状況につきまして、簡単ではございますが、説明は以上でございます。

委員長

事務局の説明は終わりました。

ただ今の事務局の説明に関して、ご質問等はございませんか。

委員

特になし

委員長

ないようですので、次に（２）の赤穂市のデマンドタクシー運行状況について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、資料 2 デマンドタクシー（うね・のり愛号）運行状況の 1 ページをお願いいたします。

はじめに、①の導入目的につきましては、高齢者や自動車運転免許を持たない移動制約者の買い物、通院などへの交通手段として、自宅から市内循環バス「ゆらのすけ」及び、東備西播定住自立圏圏域バス「ていじゅうろう」の宮前停留所まで、また自宅から、有年診療所、有年公民館、JR 有年駅までの間を、中型車両（セダン型）の予約型乗合タクシーを公共交通として、運行するものであります。

つぎに、②の運行概要ですが、運行エリアは有年地区全域で、利用対象者は赤穂市民の方で、事前に登録をされた方（なお、介護が必要な方は介護者も利用できるもの）となっております。

利用方法につきましては、完全予約制で、2 ページ上段にあります利用時間のうち、①便、②便を利用する場合は前日の午後 6 時までに、③便から⑥便を利用する場合は、当日の午前 10 時までに、タクシー事業者に予約の連絡をして、ご利用いただくこととしております。

つぎに、運行方式ですが、計画主体は 赤穂市、運行主体は市内のタクシー事業者で、赤穂タクシー株式会社、赤穂神姫タクシー株式会社、御崎タクシー株式会社の 3 社で、それぞれ 2 カ月ごとの輪番制で運行をしております。

運行開始は、平成 28 年 7 月 11 日から、自宅から宮前停留所までの間、平成 30 年 4 月 1 日から、宮前停留所のほかに有年診療所、有年公民館、JR 有年駅を新たに乗降場所として追加し、運行しております。

車両・運行日・運休日は、掲記のとおりでございます。

運賃は、1回の乗車につき300円で、小学生未満の方は無料となっております。

続きまして、2ページをお願いいたします。

利用時間については、①便から⑥便まで、掲記の時間でご利用いただけるものとしております。

つぎにその下、デマンドタクシーの運行実績について、であります。

平成28年7月11日から運行を開始いたしましたが、中ほど、平成28年度のご利用は2人でありました。

平成29年度は、少し増え、58人の利用、平成30年度から、「宮前停留所」のほかに、「有年診療所」、「有年公民館」、「JR有年駅」も乗降場所として利用できるようなりましたところ、利用者が大幅に増え、338人の利用となり、令和元年度は420人にご利用いただきました。

つぎにその下、収入の部ですが、令和元年度の利用が420人でしたので、運行収入は300円を乗じた12万6,000円となっております。

つぎにその下、支出の部ですが、運行経費が162万4,980円、事務費が70万4,420円、あわせて232万9,400円となっております。

収入の部にもどりまして、さきほどの支出の部、合計から運行収入を差し引いた220万3,400円が市からの補助金となっております。

なお、現在、利用登録者は185名で、令和2年4月から11月末の8ヶ月で202名の方々にデマンドタクシーをご利用いただいております。

デマンドタクシーの運行状況については、以上でございます。

委員長 事務局の説明は終わりました。ただ今の事務局の説明に関して、ご質問等はございませんか。

委員 2ページの運行実績を見ると、以前に比べて良くなったということですね。これだけ利用者が増えたのは、乗場を増やしたことがよかったのでしょうか。

事務局 420人の方にご利用いただき、その内209人の方が公民館を利用されています。公民館で定期的な教室が行われておりますので、利用者が増えたのだと思います。

委員長 他にありませんか。

ないようですので、次に次第5の協議事項に入ります。

(1) ゆらのすけの停留所新設について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、「ゆらのすけ」の停留所新設について、ご説明申し上げます。

資料3をお願いいたします。

今回の「ゆらのすけ」停留所の新設につきましては、西有年自治会から要望がございました原組集会所に停留所を新設したいと考えております。

具体的には、現在、火・木・土の週3日間運行しております南北ルートBで、北組から大円寺を運行しておりますルートの途中にあります、原組集会所前に原組として、停留所を新設するものでございます。

また、原組停留所新設に伴う改正時刻表につきましては、3枚目、A3横長のもので、赤色で11番、原組と書いておりますところが今回追加されるもので、他の停留所の時刻表については、これまでと変更はございません。

なお、原組停留所新設に伴う運行につきましては、この分科会でご協議いただいたあと、来週22日に開催されます地域公共交通会議に諮って、承認いただいたのち、陸運局の手続きを経て、来年4月1日から運行してまいりたいと考えております。

「ゆらのすけ」の停留所新設につきましては、以上でございます。

委員長 　ただ今の事務局の説明に関して、ご意見ご質問等はございませんか。

委員 　私はまだ利用したことはございませんが、西有年の方にとっては、とても便利だと思います。西有年の自治会から、停留所を増やして欲しいとの要望で、ルートを変更するのではなく既存のルート上に新設することは、とても良いことだと思います。

委員長 　他にございませんか。
ないようですので、まとめさせていただきます。
ゆらのすけの南北ルートBに原組停留所を新設することについては、地区住民の利便性の向上が図れるものとして、分科会としての結論は、この案で了承することよろしいでしょうか。

委員 　異議なし

委員長 　それでは、そのようにさせていただきたいと思います。次に進みます。
（2）デマンドタクシーの乗降場所追加について、事務局から説明をお願いします。

事務局 　それでは、「デマンドタクシー」の乗降場所追加について、ご説明申し上げます。
資料4をお願いいたします。

「デマンドタクシー」の乗降場所追加につきましては、「デマンドタクシー」が運行しております、有年地区自治会からの要望でございます。

一枚めくっていただきまして、3番の乗降場所をお願いいたします。

具体的には、現在、自宅から宮前停留所、有年診療所、有年公民館、JR有年駅を乗降場所としておりますのに加えて、赤色で下線を引いておりますところ、有年郵便局、有年隣保館、有年小学校、原小学校を、新たに乗降場所として、追加するものでございます。

なお、有年小学校と原小学校につきましては、小学生が通学に使用することはできないもの、といたします。

そのほか、運行方法等については、変更はございません。

有年郵便局、有年隣保館、有年小学校、原小学校を、新たに乗降場所として追加する運行につきましては、この分科会でご協議いただいたあと、来週 22 日に開催されます地域公共交通会議に諮って、承認いただいたのち、陸運局への手続きを経て、来年 4 月 1 日から運行したいと考えております。

「デマンドタクシー」の乗降場所追加につきましては、以上でございます。

委員長 ただ今の事務局の説明に関して、ご質問等はございませんか。

委員 利用者が増えてきているようですし、その地域に住んでいらっしゃる方の利便性を考えると、定期的に利用される公民館や隣保館、おじいちゃん、おばあちゃんが行きたいような小学校は、停留所があった方がいいと思います。

委員長 他にございませんか。

それでは、まとめさせていただきます。デマンドタクシーの乗降場所に有年郵便局、有年隣保館、有年小学校、原小学校追加することについては、地区住民の利便性の向上が図れるものとして、分科会としての結論は、この案で了承することよろしいでしょうか。

委員 異議なし

委員長 それでは、そのようにさせていただきます。
次に、次第 6 のその他に移らせていただきます。
事務局から何かありますか。

事務局 それでは、今後のスケジュールであります。12 月 22 日の火曜日、14 時から地域公共交通会議を開催する予定としておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
事務局からは、以上です。

委員長 他にありませんか。
それでは、特にないようですので、これもちまして、本日の会議は終了いたします。
ありがとうございました。